

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日（金）第3504号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○産業廃棄物処理施設変更許可の申請	（廃棄物・リサイクル対策課取扱い）	1
○指定希少野生動植物の指定案	（自然保護課取扱い）	2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	3
○保安林の指定の解除予定	（森づくり推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	5
○道路の区域の変更（8件）	（道路維持課取扱い）	5
○道路の供用の開始（6件）	（道路維持課取扱い）	6
○鹿児島県港湾管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額（※）	（港湾空港課取扱い）	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（鹿児島地域振興局取扱い）	10
公	告	
○職員の分限免職処分公告	（人事課取扱い）	10
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	10
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）	（建築課取扱い）	11
選挙管理委員会告示		
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）	（選挙管理委員会取扱い）	12
公安委員会公告		
○平成31年度技能検定員審査等公告	（免許試験課取扱い）	12
正	誤	
○鹿児島県公報第2277号の16（平成19年3月30日付け）の一部訂正（※）	（教職員課取扱い）	15

告 示

鹿児島県告示第255号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 株式会社ニッシンエコネット
南さつま市加世田武田14892番地 1
代表取締役 下野賢治
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
南さつま市加世田津貫字迫田22番 外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，
がれき類
- 5 申請年月日
平成31年 2 月 19 日
- 6 縦覧の場所並びに期間及び時間
(1) 場所
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び南薩地域振興局保健福祉環境部衛生
・環境課並びに南さつま市市民福祉部市民生活課
(2) 期間及び時間
平成31年 3 月 22 日から同年 4 月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8
時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 7 意見書の提出
(1) 提出期限
平成31年 5 月 5 日
なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成31年 5 月 5 日までの通信日付印のあ
るものに限り受け付ける。
(2) 提出先
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号
890-8577）
(3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）
ア 意見書の提出者の氏名及び住所
イ 許可の申請者の名称
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

鹿児島県告示第256号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第 9 条第 1 項
の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>	トカゲ科
動 物	バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>	トカゲ科
植 物	トキソウ	<i>Pogonia japonica</i>	ラン科

2 指定の理由

当該種は、過度の捕獲又は採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を
図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の
案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)

鹿児島県告示第257号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町3497番 1, 3497番 2, 3499番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西佐多町3497番 1・3497番 2・3499番 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第258号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡大和村大字大榎字深山甲1028番 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第259号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
望洋の里訪問入浴介護事業所	南九州市顚娃町牧之内3769番地 1	社会福祉法人更生会	南九州市顚娃町別府4710-6	中村 邦彦	平成31年 2月28日	訪問入浴 介護

薩摩川内市社会福祉協議会訪問介護事業所	薩摩川内市入来町浦之名32番地1	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地1	今別府哲矢	平成31年3月31日	訪問介護
とうごう苑ホームヘルプサービスステーション	薩摩川内市東郷町斧淵2501番地	社会福祉法人祥健会	薩摩川内市東郷町斧淵2501番地	松尾眞一郎	平成31年3月31日	訪問介護
訪問介護ひだまり	伊佐市菱刈重留1137番地	有限会社フェルナデス	伊佐市菱刈重留1137番地	小田 祐也	平成31年3月31日	訪問介護
薩摩川内市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	薩摩川内市入来町浦之名32番地1	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地1	今別府哲矢	平成31年3月31日	訪問入浴介護
曾於市社会福祉協議会通所介護財部事業所	曾於市財部町南俣504番地1	社会福祉法人曾於市社会福祉協議会	曾於市財部町南俣504番地1	市吉 幸二	平成31年3月31日	通所介護
曾於市社会福祉協議会通所介護末吉事業所	曾於市末吉町二之方3990番地3	社会福祉法人曾於市社会福祉協議会	曾於市財部町南俣504番地1	市吉 幸二	平成31年3月31日	通所介護

鹿児島県告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設青雲荘	始良市西餅田3024番地1	社会医療法人青雲会	始良市西餅田3011番地	川井田 浩	平成31年4月1日	訪問リハビリテーション
医療法人慈光会宮菌病院	指宿市開開十町1266番地	医療法人慈光会	指宿市開開十町1266番地	宮菌 尊仁	平成31年4月1日	通所リハビリテーション
ひらしまクリニック	始良郡湧水町米永585番地17	医療法人ひらしまクリニック	始良郡湧水町米永585番地17	平島 忠久	平成31年4月1日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
薩摩川内市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	薩摩川内市入来町浦之名32番地1	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地1	今別府哲矢	平成31年3月31日	介護予防訪問入浴介護

鹿児島県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護

予防サービス事業者として指定した。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設青雲荘	始良市西餅田3024番地1	社会医療法人青雲会	始良市西餅田3011番地	川井田 浩	平成31年4月1日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人慈光会宮菌病院	指宿市開開十町1266番地	医療法人慈光会	指宿市開開十町1266番地	宮菌 尊仁	平成31年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
ひらしまクリニック	始良郡湧水町米永585番地17	医療法人ひらしまクリニック	始良郡湧水町米永585番地17	平島 忠久	平成31年4月1日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第263号

熊毛郡南種子町島間5674番地1 船川剛継及び熊毛郡南種子町島間5787番地 島間水産株式会社代表取締役甲山博明からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南種子町島間区域（熊毛郡南種子町島間の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	大崎輝北線	曾於郡大崎町野方字後堀2810番7地先から2809番4地先まで	前	11.2～332.0	198.0
			後	11.2～325.0	198.0

鹿児島県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字野崎道1579番3地先から同町大字茶花字窪舎1573番1地先まで	前	7.1~14.6	170.6
			後	7.3~13.3	170.0

鹿児島県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字越次乙8番イ地内	前	19.1~23.7	30.9
			後	32.4~50.7	30.9

鹿児島県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字越次乙8番イ地内	平成31年 3月22日

鹿児島県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町赤生木字平松ノ上8520番1地先から同市笠沙町赤生木字タガス8519番1地先まで	前	12.7~13.9	44.4
			後	12.7~25.3	44.4

鹿児島県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町赤生木字平松ノ上8520番1地先から同市笠沙町赤生木字タガス8519番1地先まで	平成31年 3月22日

鹿児島県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字茂山956番3地先から954番12地先まで	前後	8.0～20.4 14.4～25.3	399.2 399.3

鹿児島県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字茂山956番3地先から954番12地先まで	平成31年 3月22日

鹿児島県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字茂山956番3地先から954番12地先まで	前後	8.0～20.4 14.4～25.3	399.2 399.3

県道	久志大浦線	南さつま市大浦町字新田山 24755番1地内	前 後	8.9～23.6 8.9～28.5	158.3 158.3
----	-------	---------------------------	--------	----------------------	----------------

鹿児島県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	久志大浦線	南さつま市大浦町字新田山24755番1地内	平成31年 3月22日

鹿児島県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	薩摩祁答院線	薩摩郡さつま町中津川字宇都山1994番2地先から同町中津川字星原1701番地先まで	前	9.4～16.6	184.8
			後	13.6～24.6	211.6
			後	10.8～35.4	185.0

鹿児島県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	薩摩祁答院線	薩摩郡さつま町中津川字宇都山1994番2地先から同町中津川字星原1701番地先まで	平成31年 4月1日

鹿児島県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字用字平中1277番3地先から1259番地先まで	前	16.5~28.0	41.9
			後	16.5~52.8	41.9

鹿児島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成31年3月22日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字用字平中1277番3地先から1259番地先まで	平成31年3月22日

鹿児島県告示第278号

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に掲げる使用料のうち知事が定める額を次のように定め，平成31年10月1日から施行する。

なお，平成25年12月24日鹿児島県告示第1258号（鹿児島県港湾管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額）は，平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 野積場使用料

区 分	使用料の額		
	一般使用（1日1平方メートルにつき）		専用使用（1月1平方メートルにつき）
	継続使用期間10日以内	継続使用期間11日以上	
鹿児島港	1円65銭	2円27銭	75円83銭
その他の港湾	1円40銭	1円89銭	58円15銭

2 荷さばき地使用料

区 分	使用料の額（1日1平方メートルにつき）	
	継続使用期間10日以内	継続使用期間11日以上
鹿児島港	1円65銭	2円27銭
その他の港湾	1円40銭	1円89銭

3 港湾施設用地使用料のうち港湾機能施設用地に係る使用料

区 分	使用料の額（1月1平方メートルにつき）	
鹿児島港	150円72銭	
その他の港湾	名瀬港 西之表港 串木野新港 加治木港	110円14銭
	志布志港 桜島港	104円34銭
	川内港 亀徳港	92円75銭
	大根占港	81円15銭
	指宿港	75円35銭
	喜入港 垂水港 根占港	69円55銭
	上記以外の港湾	63円77銭

4 旅客待合所使用料のうち広告使用料

区 分		使用料の額（1月0.1平方メートルにつき）
鹿児島港	桜島フェリーターミナル	1,540円
	種子・屋久高速船旅客ターミナル 鴨池港待合所	1,100円
	その他の待合所	830円
その他の港湾		830円

鹿児島地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セラフキッズ	鹿児島市玉里団地一丁目60番3号	合同会社Car e F r e e	鹿児島市玉里団地一丁目60番3号	鮫島 真美	平成31年 2月15日	児童発達支援
児童発達支援&放課後等デイサービスカラフルよしの	鹿児島市吉野町3216-5	株式会社スエナガ	鹿児島市東谷山五丁目20番5号	若松 大介	平成31年 3月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

公 告

職員の分限免職処分公告

主事 山口泰生

地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号の規定により本職を免ずる
平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成31年3月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年3月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ隈之城店
薩摩川内市隈之城町287番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

- 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月9日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,397平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 53台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物西側 7台
第2駐輪場 建物北側 10台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成31年3月8日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

いちき串木野市羽島字西ノ原5234番1, 5235番2, 5236番4, 5248番の一部, 5249番1, 5250番1の一部, 5251番, 5252番の一部, 5253番, 5254番の一部, 5256番の一部, 5257番2の一部及び5250番1地先里道の一部並びに字立割5328番2の一部, 5332番1の一部及び5334番1の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 いちき串木野市羽島字西ノ原5234番1の一部, 5235番2, 5236番4, 5248番の一部, 5249番1の一部, 5250番1の一部, 5251番の一部, 5252番の一部, 5253番の一部, 5254番の一部, 5256番の一部, 5257番2の一部及び5250番1地先里道の一部並びに字立割5328番2の一部, 5332番1の一部及び5334番1の一部

公園 いちき串木野市羽島字西ノ原5249番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 田畑誠一

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於郡大崎町菱田字諏訪上1385番，1385番1，1394番21及び1394番23の一部，字源十堀1441番，1459番5，1498番1，1498番7及び5076番2の一部，字胡摩園1710番，1710番2，1714番2，1716番4及び1710番2地先水路の一部並びに字中沖5069番2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表291の項中「社会医療法人鹿児島愛心会山川病院」を「医療法人徳洲会山川病院」に改める。

公安委員会公告

平成31年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成31年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成31年 5 月 7 日（火）及び同年 7 月 1 日（月）の午前 9 時から

㊧ 技能試験 平成31年 5 月 7 日（火）及び同年 7 月 1 日（月）の午後 1 時から

㊨ 面接試験 平成31年 5 月 8 日（水）及び同年 7 月 2 日（火）の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成31年 5 月 7 日（火）及び同年 7 月 1 日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成31年 6 月 10 日（月），同月 11 日（火），同月 12 日（水），同年 9 月 24 日（火），同月 25 日（水）及び同月 26 日（木）のそれぞれの日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成31年 5 月 13 日（月）及び同年 7 月 8 日（月）の午前10時から

㊧ 技能試験 平成31年 5 月 13 日（月）及び同年 7 月 8 日（月）の午後 1 時から

㊨ 面接試験 平成31年 5 月 14 日（火）及び同年 7 月 9 日（火）の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成31年 5 月 13 日 (月) 及び同年 7 月 8 日 (月) の午前10時から
ウ 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自
動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成31年 6 月 10 日 (月), 同月 11 日 (火), 同月 12 日 (水), 同年 9 月 24
日 (火), 同月 25 日 (水) 及び同月 26 日 (木) のそれぞれの日の午後 1 時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 平成31年10月15日 (火) の午前 9 時から

(イ) 技能試験 平成31年10月15日 (火) の午後 1 時から

(ウ) 面接試験 平成31年10月16日 (水) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成31年10月15日 (火) の午前10時から

ウ 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自
動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成31年11月11日 (月), 同月12日 (火) 及び同月13日 (水) のそれぞ
れの日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 平成31年10月21日 (月) の午前10時から

(イ) 技能試験 平成31年10月21日 (月) の午後 1 時から

(ウ) 面接試験 平成31年10月22日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成31年10月21日 (月) の午前10時から

ウ 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自
動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成31年11月11日 (月), 同月12日 (火) 及び同月13日 (水) のそれぞ
れの日の午後 1 時から

3 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田3937番地)

4 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(ア) 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型
自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格
を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習
指導員資格を有している者

(ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導
員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能教
習, 学科教習の技能又は知識に関する講習を修了している者

イ 技能検定員審査

(ア) 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し, かつ, 普通
自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型
自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で、大型自動二輪車免許については、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者

- (ウ) 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了している者

- ウ 受審の際の留意事項

受審者は、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

- (2) 申請書類

- ア 審査申請書

- イ 資格審査票

- ウ 運転免許証の写し

- エ 運転記録証明書（過去5年間の交通違反等が記載されたもの。ただし、普通自動車免許に限る。）

- オ 教習指導員等の履歴書（普通自動車免許に限る。）

- カ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

- キ 普通自動車免許，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

- ク 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習，学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

- ケ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

- (3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

- (4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

- (1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成31年5月実施分は、同年4月1日（月）から同月15日（月）まで、同年7月実施分は、同年6月1日（土）から同月15日（土）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成31年4月15日及び同年6月15日の消印のあるものまで受け付ける。

- (2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成31年6月実施分は、同年4月16日（火）から同月30日（火）まで、同年9月実施分は、同年8月13日（火）から同月27日（火）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成31年4月30日及び同年8月27日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

- (1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成31年 9 月 1 日（日）から同月15日（日）までのそれぞれの日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとし、郵送の場合は、平成31年 9 月15日の消印のあるものまで受け付ける。

- (2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成31年10月 1 日（火）から同月17日（木）までのそれぞれの日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとし、郵送の場合は、平成31年10月17日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899－5421）

電話番号 0995－65－2295

正

誤

平成19年 3 月 30 日付け鹿児島県公報第2277号の16中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	3	訂正箇所	左側下から20行目	誤	検定願」を「検定申請書
				正	免許状授与 検 定 願」を 「免許状授与 検 定 申 請 書